

令和4年3月7日

各県立学校長 様

高校教育課長
特別支援教育課長
保健体育課長
教職員課長

三重県「再拡大阻止重点期間」における県立学校の対応について（通知）

三重県では、令和4年1月以降、感染者が急増し、1月21日から2月13日まで「まん延防止等重点措置」が適用され、その後3月6日まで延長されました。感染状況は改善傾向にあるものの、これまでの波と比較すると依然として高い水準にあり、警戒を続ける必要があります。こうした中、3月7日から3月21日まで「再拡大阻止重点期間」として、改めて感染防止対策の徹底が求められています。

県立学校においても、別添の「三重県『再拡大阻止重点期間』」を参考に、「県立学校における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」（令和3年12月24日改訂）及び文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」（2021.11.22 Ver. 7）を踏まえ、以下の事項に留意して、適切に対応願います。

1 感染症対策と健康管理の徹底

- ・ マスクの着用や手洗いの励行、換気、毎日の検温やバランスの取れた食事、十分な睡眠など、基本的な感染症対策を徹底するとともに、授業や行事、登下校時における身体的距離の確保、大声での発声をしないなどの対策を徹底する。その際、飲食や休憩時間、移動など、居場所が切り替わると感染リスクが高まることに留意して対応する。
- ・ 児童生徒に発熱等の風邪症状がある場合には、自宅で休養することを徹底させる。また、風邪症状や体調の変化があった場合はもちろんのこと、日頃の体調と比べて少しでもおかしいと思う症状があれば、できる限り早期に医療機関に相談するか、医療機関を受診するよう勧める。
- ・ 児童生徒の同居の家族に発熱等風邪症状が見られる場合は、登校を控えるよう保護者に依頼するとともに、家庭内でもマスクを着用したり、別室があれば家族とは別室で過ごしたりする等の対策を助言する。

2 教育活動

- ・ 「県立学校における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」に基づき、「感染症対策を講じてもおお感染のリスクが高い学習活動」については、換気、身体的距離の確保や手洗いなどの感染症対策を十分に行ったうえで慎重に実施する。

- ・ 県境を越える移動は避けることとするが、進路決定に関わる教育活動について、これ以上の延期やオンラインでの対応が難しい場合は、訪問先の感染症対策が十分になされていることを確認し、生徒・保護者に対して十分説明をし、理解を得たうえで実施できるものとする。
- ・ 県外から外部講師等を招聘する学校行事を実施する場合は、オンラインによる実施もしくは延期を検討する。

3 部活動

部活動に参加する生徒は、飲食や休憩時間、移動など居場所が切り替わると気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることから会話は控えるとともに、マスクを着用するなど感染症対策を徹底する。特に部室内での、換気の徹底や着替えにおいて密にならない工夫、マスクの着用（着替える時など、マスクの着用が困難な時は会話を控える）を徹底する。また、少しでも体調に違和感がある場合は参加を控える。

(1) 活動時間及び活動内容について

<3月7日（月）から3月13日（日）までの間>

- ・ 部活動は、原則、自校内の活動とする。
- ・ 県内での合宿や練習試合、合同練習については、中止または延期とする。
- ・ なお、2か月以内に予定されている公式大会に出場する学校(団体及び個人)における練習試合や合同練習については、顧問・生徒のみの参加とし、昼食を伴わない午前または午後に、県内学校と実施することができることとする。また、団体競技は、多数の学校が一度に集まることを避けるため、同一時間帯の活動を自校含め2校までとする。

<3月14日（月）から3月21日（月）までの間>

- ・ 部活動は、宿泊を伴わない県内での活動とする。
- ・ 練習試合や合同練習については、顧問・生徒のみの参加とし、昼食を伴わない午前または午後に、県内学校と実施することができることとする。また、団体競技は、多数の学校が一度に集まることを避けるため、同一時間帯の活動を自校含め2校までとする。

(2) 大会参加について

- ・ 公式大会への参加については、該当生徒・保護者の意向を聞き取ったうえで、主催者の感染症対策を実施することはもとより、各学校の状況に応じて感染症対策を行い、参加できることとする（公式大会とは、三重県高等学校体育連盟・三重県高等学校野球連盟・三重県高等学校文化連盟及び競技団体が主催する大会及びその上位の大会とする）。各校が主催する演奏会や展覧会の開催についても公式大会に準じて実施できることとする。
- ・ 県外での公式大会や宿泊を伴う大会参加については、感染状況の変化をふまえ、顧問は感染症対策や行程を生徒・保護者に十分説明したうえで、生徒の自主的な参加とする。宿泊にあたって顧問は、周囲と十分に距離が保てるよう、

一部屋当たりの人数について配慮し、部屋の窓を開けるなど換気を行う等の感染症対策を徹底する。なお、宿泊を伴う活動は、令和2年8月31日付け「宿泊を伴う部活動について（通知）」により事前に学校から県教育委員会に報告する。

4 遠足

県外遠足は、延期を検討する。県内を目的地としている遠足については、可能な限り延期を検討する。

5 県外出身生徒が帰省・来県する場合の対応

「県立学校における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」に基づき、該当生徒の帰省先の感染状況や移動に関する方針等について確認し生徒に伝えるとともに、該当生徒から帰省の期間や方法等を聞き取り、移動中も含め帰省先での感染防止に努めるよう指導する。また、毎朝の検温、発熱等の風邪症状の有無、同居家族の発熱の有無について確認させ、来県する前に担任等に報告するよう指導する。

6 教職員の感染症対策

- ・ 「1 感染症対策と健康管理の徹底」を踏まえた行動を徹底する。
- ・ 同一分掌や同一教科等で複数教員が密集すると感染リスクが高まるとともに、万一の場合業務全体が停止する危険性が高まることから、学校運営業務が遂行できる体制を維持したうえで各職員の接触機会の低減を進める。具体的には、同一業務に携わる担当の配置の分散、狭い部屋や環境での打ち合わせ等の中止、校内各種会議のオンラインでの実施等を進める。
- ・ 在宅勤務制度、時差出勤勤務制度を活用し、可能な限り、感染症対策に努める。
- ・ 出張については、各学校において業務の必要性・緊急性を慎重に検討する。出張が必要な場合は、感染症対策を徹底したうえで実施する。
- ・ 教職員は、自身はもちろん同居家族の体調にも十分留意し、発熱等の風邪症状がある場合は、ためらうことなく出勤を取りやめる。

7 県立学校体育施設開放について

体育施設開放は中止する。

事務担当

高校教育課	課長補佐兼班長	西川 俊朗	TEL：059-224-3002
特別支援教育課	課長補佐兼班長	加藤 謙司	TEL：059-224-2961
保健体育課	課長補佐兼班長	横山 勝規	TEL：059-224-2973
教職員課	県立学校人事班係長	奥山 剣司	TEL：059-224-2956